

114  
A2808

日本明治二十己年正月十日  
西洋一千八百六十九年二月六日定込申より後算

# 日本獨逸條約書

## 第十五條

外國貨幣之日本國內に於て故

障あり通用せん事を欲するが

爲免日本政府の速に日本貨幣

製造法に緊要の改正を爲すを

務む一且日本重立たる貨幣製

造局等に諸開港場に於て取違ひ

大正十一年四月  
大隈侯爵印

貨幣局より外國人及び日本人其  
身分に拘るる諸種の外國貨幣及  
び掉金銀を其改換入用を差引き  
日本貨幣と同種同量の割合を以  
引換へし此改換入用の雙方協議の上  
定むる

獨逸國及び日本と人民互に拂方を  
爲すに外國或ハ日本の貨幣を用ひ

事勝手たるべし日本銅錢を除  
き諸種の貨幣並に貨幣に造ら  
ざる外國金銀ハ日本國より輸出せる  
事を得る

大日本西班牙條約書

第十條

明治元四年九月十八日  
西曆一千八百六十八年七月十二日

總て外國之貨幣ハ同質之日本之貨

幣と同量を以て通用をべし  
西班牙人及び日本人雙方拂方を  
あるは日本之貨幣或は外國之貨  
幣を用ゆる事勝手たるべし  
日本銅錢之外總之貨幣并貨幣を積むる  
外國金銀日本國より輸出する事勝手  
たるべし

日本政府之所有金銀座を以て總而  
外國之貨幣及び日本人及び外國人  
間差出さるべき掉金銀之對し唯吹  
減のみを差出させ正價之日本貨  
幣を以て一取換べし尤右吹減之割  
合に進て雙方相談之上取極むべし

日本澳地利條約書

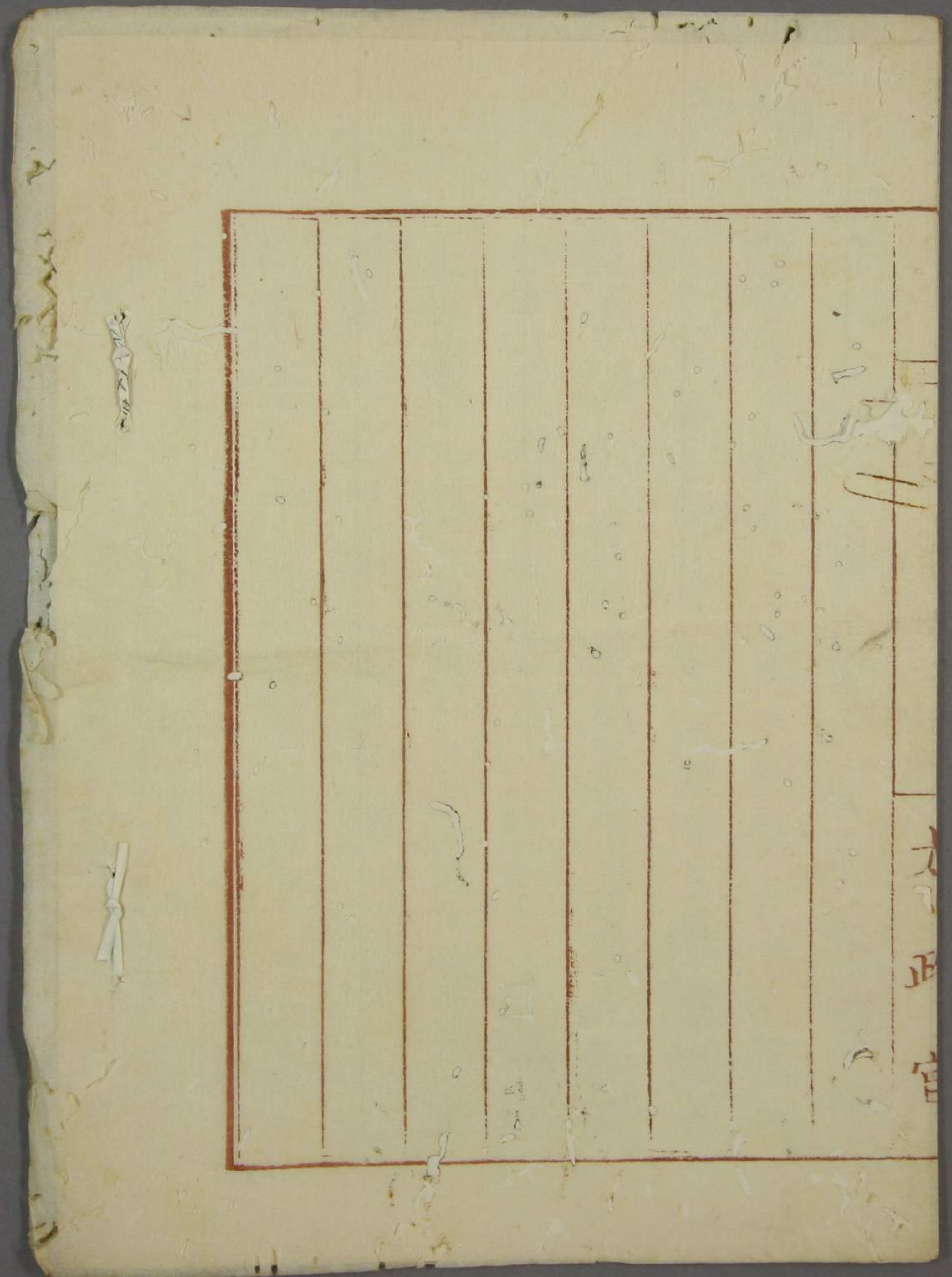
第六十六條

日本明治二十二年九月十四日  
西洋一千八百六十九年四月廿八日

日本政府は遂に日本貨幣製造法に  
緊要の改正を為すに勢をむべし且日  
重立たる貨幣製造局并に諸開港  
場に於て取達すべき貨幣局とて外國  
人及び日本人の其の身分に拘まらざる諸種  
の外國貨幣及び掉金銀を其の吹換  
入用を差引き日本貨幣と同ト真價  
の割合を以て引換入用此吹換の雙方協議の

上定むべし

澳地利及洪噶利人と日本人民互に拂  
方を為すに外國或は日本外貨幣を用  
ゆる事勝年たるべし  
日本銅錢を除き諸種の貨幣并に貨幣より  
さる外國の金銀は日本國より輸出せらる  
事を得べし



正官